
鎌倉市次世代育成きらきらプラン

ダイジェスト版

海、山、みどり、自然、歴史、文化・・・

鎌倉らしさの中で

子どもたちの明るい笑顔と元気な声が未来をひらく



平成17年 3 月

鎌 倉 市

は じ め に

鎌倉市は、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現を目指し「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」を策定しました。次代を担う子どもたちが夢をもって健やかに育ち、安心して子育てができるように、平成21年度までの5年間で集中的・計画的に推進する取組を明らかにしたものです。

この計画は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、各自治体に、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するための「次世代育成支援行動計画」の策定が義務付けられたことを受け策定したものです。また、同法では、自治体だけでなく企業にも行動計画の策定が義務付けられており、今後は社会全体で次世代育成が進められていきます。

本市は、この行動計画に沿って、さまざまな計画事業を進めてまいりますが、課題はまだ山積をいたしております。次世代育成支援は、子育て支援を超え、広くまちづくり全般にかかわる大きな課題であり、全庁を挙げた体制のもとに取り組んでまいる所存でございます。

私は、鎌倉を、子どもたちの元気な声が響き、明るい笑顔があふれるまちにしたいと、心から願っております。そして、そのために、今、私たちが求められているのは、子どもを育む環境をより良いものにするための、たゆまぬ努力を続けていくことであり、子どもたちが経験する豊かな毎日が、時を経て、必ずや鎌倉の未来を豊かなものにしてくれると確信いたしております。

子どもは次代への「夢」であり「希望」です。

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、次世代の育成に努めてまいります。

最後になりましたが「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」を策定するにあたり、「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」において、ご審議をお願いしてまいりました。さらに、鎌倉市児童福祉審議会での専門的な立場でのご助言をはじめ、各地域で開催した市民会議や団体別懇談会、意見公募など、多くの市民の皆さまからさまざまな立場で、貴重なご意見・ご要望・ご提言を賜りましたことに深く感謝し、厚く御礼を申し上げます。

平成17年3月

鎌倉市長 石渡 徳一

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第2章 計画の考え方	4
第3章 計画の体系	5
第4章 重点課題への取組	6
緊急・重点課題：子どもの権利を守りその自立を支援します	7
重点課題1：子育ての経済的負担の軽減を図ります	7
重点課題2：鎌倉らしさを生かし子どもの健やかで豊かな成長を支援する取組を進めます	8
重点課題3：市民との協働による子どもと子育てを支える地域活動を推進します	8
第2部 事業計画	9
基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり	11
主要課題1-1 情報提供・相談体制の充実	11
主要課題1-2 地域における子育て支援サービスの充実	12
主要課題1-3 保育サービスの充実と多様化	12
主要課題1-4 子育て支援のネットワークづくり	13
主要課題1-5 経済的支援の充実	13
基本目標2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり	14
主要課題2-1 子どもと親の健康の確保	14
主要課題2-2 食育の推進	15
主要課題2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成	15
主要課題2-4 小児医療の充実	16
基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり	17
主要課題3-1 次代の親の育成	17
主要課題3-2 学校の教育環境の充実	18
主要課題3-3 家庭や地域の教育力の向上	18
主要課題3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	19
基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり	20
主要課題4-1 安心して外出できる環境の整備	20
主要課題4-2 安全・安心まちづくりの推進	21
主要課題4-3 良好な居住環境の確保	21
基本目標5 仕事と子育てが両立できるまちづくり	22
主要課題5-1 多様な働き方のできる環境の整備	22
主要課題5-2 仕事と子育ての両立の推進	23
基本目標6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり	24
主要課題6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実	24
主要課題6-2 ひとり親家庭への支援の充実	25
主要課題6-3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実	25
第3部 計画の推進	27
計画の推進体制	29
特定 14 事業	31

第 1 部

總 論

第 1 章 計画の策定にあたって

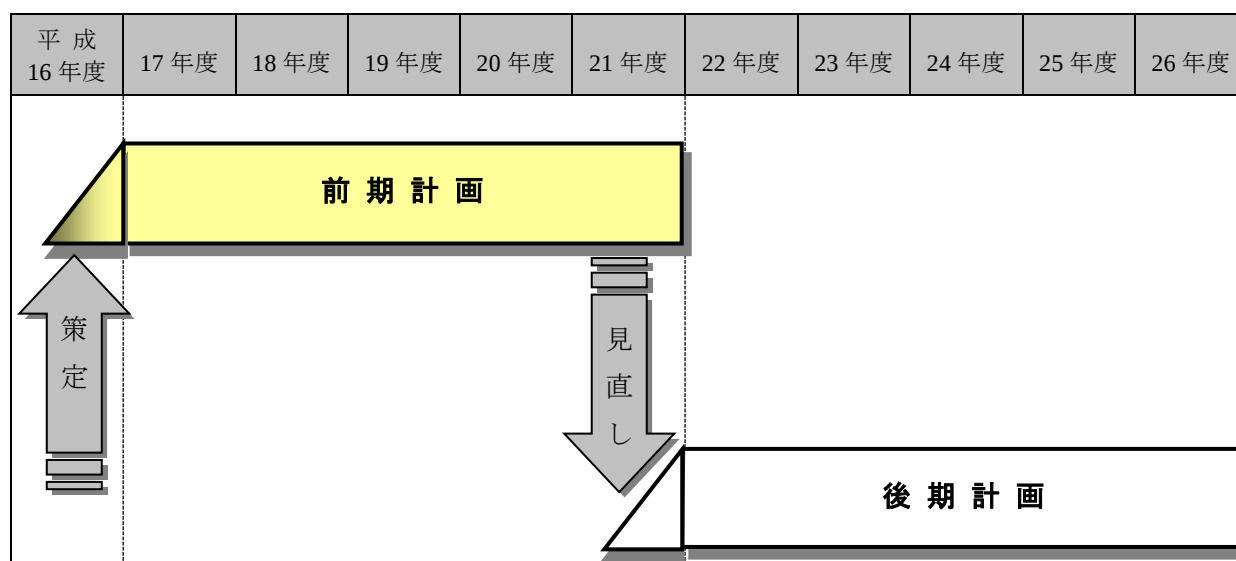
1 計画の趣旨

「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」は、平成15(2003)年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定するもので、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、集中的・計画的に推進する取組を明らかにするものです。

2 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされているため、平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの5年間を前期計画とします。

なお、後期計画は、平成21(2009)年度までに必要な見直しを行い、平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までを計画期間とします。



3 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定します。

また、現行の「鎌倉市児童育成計画」と「鎌倉市母子保健計画」を統合するとともに、「鎌倉市総合計画」及び他の関連計画との調和を保つものとしします。

第2章 計画の考え方

基本理念

子どもが健やかに育つまち

子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

実現するために

視点1 健やかに育つ

子どもが健やかに成長するには、発達段階に応じた諸サービスを提供するとともに、子どもの権利と主体性が保障されることが必要です。子どもが自らを大切に、自然や人の命の大切さを学び、社会性を身に付けるように支援し、子どもが互いを認め合い支えあって、育つことが大切です。

視点2 とともに育てる

子どもが健やかに成長するためには、親が愛情と責任を持って子育てをするとともに、すべての市民・子育てにかかわるグループや行政、企業が協力し子育て家庭を支えていくことが必要です。すべての市民が、家族とともに子どもの成長を優しく温かく見守り、思いやりを持って支えていくことが求められます。

視点3 とともに育つ

「育児は育自」と言われるように、人は子どもを育てることや、子育てを支援する経験を通して、様々なことを学び、成長していくことができます。また、地域の子育て支援を進めることは、子どもを中心に地域のつながりを生み出すことにもなります。併せて、企業も子育て支援を通じて、地域の中に根づき、社会的信頼を得ることができます。子育てを通じて地域全体が育つまちづくりが求められます。

国が定めた「行動計画策定指針」の内容に関する事項を踏まえて設定

基本目標

1 地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。

4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図って取り組みます。

5 仕事と子育てが両立できるまちづくり

男女がともに協力して子育てできるよう、多様な働き方を選択できるような情報の提供に努めるとともに、労働環境の整備・充実を図るための取組を支援し、意識啓発を進めます。

3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。子どもが自らを大切に、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。

6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。また、子どもへの虐待も増加してきています。虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への対応も含め取り組みます。

第3章 計画の体系

基本理念

子どもが健やかに育つまち

子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

6つの
基本目標

1 地域で子育てを支援するまちづくり

主要課題

1-1 情報提供・相談体制の充実

1-2 地域における子育て支援サービスの充実

1-3 保育サービスの充実と多様化

1-4 子育て支援のネットワークづくり

1-5 経済的支援の充実

2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

主要課題

2-1 子どもと親の健康の確保

2-2 食育の推進

2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成

2-4 小児医療の充実

3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

主要課題

3-1 次代の親の育成

3-2 学校の教育環境の充実

3-3 家庭や地域の教育力の向上

3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主要課題

4-1 安心して外出できる環境の整備

4-2 安全・安心まちづくりの推進

4-3 良好な居住環境の確保

5 仕事と子育てが両立できるまちづくり

主要課題

5-1 多様な働き方ができる環境の整備

5-2 仕事と子育ての両立の推進

6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

主要課題

6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

6-2 ひとり親家庭への支援の充実

6-3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

第4章 重点課題への取組

鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査や次世代育成かまくら市民会議、次世代育成支援対策協議会、団体別懇談会等において寄せられた意見・要望を踏まえ、次の4点を緊急的・重点的な課題として位置付け、積極的な取組を行います。

これらの課題についての考え方や方向性を示し、その解決に向けて個別に事業を進めるだけでなく、横断的対応を図ることにより、さらなる効果をあげることができるよう、積極的に取り組もうとするものです。

重点課題を解決するための方策としては、今回、主要課題ごとに整理したような、各課が個別に実施していく事業については、新たな視点から見直すなどにより効果的な推進を図ることはもとより、さらなる新たな取組について、今後も引き続き検討を重ね、平成18年度からの第3次総合計画基本計画・実施計画との整合を図るなど、積極的に事業を展開していきます。

緊急・重点課題：子どもの権利を守りその自立を支援します

重点課題1：子育ての経済的負担の軽減を図ります

重点課題2：鎌倉らしさを生かし子どもの健やかで豊かな成長を支援する取組を進めます

重点課題3：市民との協働による子どもと子育てを支える地域活動を推進します

緊急・重点課題：子どもの権利を守りその自立を支援します

「^{※1}児童の権利に関する条約」で定められた、子どもにかかわる種々の権利を守るための施策が推進されていますが、現実には、いじめ、暴力、^{※2}虐待など子どもの人権を侵害する行為が存在しています。

人権は、人間としての価値や尊厳を持って生きていく上で不可欠なものです。子どもが一人の人間として人権を擁護されるとともに、自分や他者の「権利」に気づく機会をつくることが重要で、子どもの権利条約の周知・啓発に努めるとともに、命の大切さや生きる喜びを伝えるための取組を推進します。

また、平成 16 年 11 月に^{※3}児童福祉法が改正され、これまでは県の児童相談所に集中していた児童相談を、平成 17 年 4 月からは、まず市町村で受け止めることになりました。このため、^{※4}児童相談窓口を明確にし体制を整備することは、鎌倉市にとって最優先の課題といえます。

併せて、「子ども 110 番の家」、子どもの安全・安心を守るためのマニュアルづくりなどの事業に取り組みます。関係各機関との円滑な連携を取りながらこうした事業を実施することにより、子どもを権利の主体としてとらえ、その自立を支援していきます。

- ※1 児童の権利に関する条約は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童にまで広げ、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、2002 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。
- ※2 児童虐待防止法の一部改正（平成 16 年 10 月施行）により、児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われることも虐待とする定義の拡大、通告義務の拡大などが盛り込まれました。
- ※3 児童福祉法の一部改正（平成 17 年 4 月施行）により、市町村が児童相談の一義的な窓口となり、県と児童相談所の役割は深刻な事例への対応や市町村の後方支援となります。

重点課題 1：子育ての経済的負担の軽減を図ります

厚生労働省が行った少子化に関する意識調査研究結果や鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査結果によると、子育て中の世帯の多くが、理想の子ども数よりも、現実には子どもの数が少ないという結果が出ていますが、その理由を見ると、子育てや教育にお金がかかるからという回答が突出して多く、子育ての経済的負担の重さが読み取れます。

子育ての経済的負担を社会的に支援するため、児童手当等の増額をはじめ、税制度や社会保障制度の見直しなどを、国等に働きかけていきます。

また、鎌倉市としても、小児医療費助成や私立幼稚園等就園奨励費補助金などの充実を図ります。

重点課題２：鎌倉らしさを生かし子どもの健やかで豊かな成長を支援する取組を進めます

宅地化などに伴い、地域の遊び場や空き地が減少してきています。

子どもたちは学校から帰っての過ごし方として、「コンピュータ・ゲーム」「テレビ・ビデオ」「雑誌・マンガ」「習い事」の割合が高く、子どもたちが外に出て自然とふれあいながら遊ぶ機会が少なくなっています。

鎌倉市は、他市に比べ、海や山、みどり、自然、歴史、文化などの資源に恵まれています。こうした鎌倉らしさを生かし、自然の地形を活用した冒険遊び場の開設をはじめ、自然体験の機会等の提供に努めるほか、寺社等の協力を得て、身近な地域で、子どもたちが安全に安心して過ごせる場の確保と機会の提供を進めます。

また、歴史や文化に触れる機会を通して豊かな感性を培うとともに、スポーツ活動を通して健康づくり、体力づくりを進めるなど、広く青少年までも含め子どもたちの豊かな成長を支援していきます。

重点課題３：市民との協働による子どもと子育てを支える地域活動を推進します

核家族化が進む中、子育て支援に地域社会の果たす役割が大きくなっています。

地域では既に、個人やグループで、様々な子育て支援活動や子どもたちの育成支援活動が進められています。こうした活動がさらに効果的に進むよう、活動同士の連携、行政や関係機関との連携が円滑に図られるよう支援します。

また、子育て支援や地域活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに、地域の人々による支え合いの輪を広げ、地域ぐるみでの子育て・親育ちを支援する取組や、特別な配慮を必要とする子どもたちを支える活動、多世代交流を通じた体験活動、子どもの豊かな成長を支援する取組などを、協働で推進していきます。

第 2 部

事業計画

基本目標 1

地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。

主要課題 1-1 情報提供・相談体制の充実

主要課題 1-2 地域における子育て支援サービスの充実

主要課題 1-3 保育サービスの充実と多様化

主要課題 1-4 子育て支援のネットワークづくり

主要課題 1-5 経済的支援の充実

主要課題 1-1

情報提供・相談体制の充実

施策の方向

- ・子育てへの悩みや不安を少しでも解消するため、市民ニーズを的確に捉えながら、広報やインターネットなどの活用を図るほか、子育て支援情報誌を発行するなど、子育て情報の積極的な提供に努めます。
- ・子育ての不安を解消し、子どもの健やかな成長を支援するため、各種相談機能の充実と関係機関との連携の強化に努めるとともに、総合相談体制の整備を図ります。

計画事業

- かまくら子育てメディアスポットの充実 (P65-1-1-1)
- 「かまくら子育てナビきらきら」の発行 (P65-1-1-2)
- 子育て情報の提供 (P65-1-1-3)
- 各種相談事業の充実及び連携 (P65-1-1-4)
- 地域子育て相談体制 (P65-1-1-5)
- 「こどもと家庭の相談室」の開設(新規)(再掲) (P65-1-1-6)
- 育児相談及び講演会 (P65-1-1-7)
- 地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動 (P65-1-1-8)

※計画事業における●は、市の事業を意味します。□は、市民活動事業を意味します。

※計画事業の詳細は計画書第2分冊に整理しています。

ホームページや閲覧用計画書でページとコードでご参照ください。

※(新規)の表示は、5年間の計画期間内に新たに実施することを考えている事業を意味します。

主要課題 1-2

地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向

- ・すべての子育て家庭への支援を行う観点から、一時保育などの様々な支援サービスの充実を図ります。
- ・地域における子育て家庭を支援するため、子育て支援センターの増設を図るとともに、子ども会館の整備に努めます。
- ・留守家庭児童が、放課後、安全に生活できるようにするため、学童保育施設の整備・充実を図るとともに、開設時間の延長について検討します。
- ・子育ては地域全体であるものという観点に立って、地域の人々が協力して、子育て家庭を支援していく仕組みづくりを進めます。

計画事業

- 子ども会館（P66-1-2-1）●子どもの家（P66-1-2-2）●障害児のための子どもの家の受入れ（P66-1-2-3）●公立保育所の拠点化（P66-1-2-4）●子育て支援センターの充実（P66-1-2-5）●保育園における地域育児センター活動の拡大（P66-1-2-6）●つどいの広場事業（P66-1-2-7）●保育施設の整備・活用（P66-1-2-8）●市主催事業における託児サービス（P66-1-2-9）●ファミリーサポートセンター（P67-1-2-10）●在宅子育て家庭訪問支援事業（新規）（P67-1-2-11）●空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の促進（P67-1-2-12）●一時保育（P67-1-2-13）●病後児保育(施設型)（P67-1-2-14）●家庭保育福祉員制度の充実（P67-1-2-15）●短期入所生活援助（ショートステイ）事業（P67-1-2-16）●夜間養護等（トワイライト）事業（P67-1-2-17）●特定保育事業（P68-1-2-18）●多世代交流地域共同拠点の創設（P68-1-2-19）
- 地域開放（P68-1-2-20）□幼稚園における学童保育（P68-1-2-21）□乳幼児親子の会（P68-1-2-22）□青空自主保育（P68-1-2-23）□青空自主保育（P68-1-2-24）□地域の中での子育て支援事業（P69-1-2-25）□かまくらママ' S カレッジ（P69-1-2-26）□ミニママカレ（P69-1-2-27）□子育てサロン（P69-1-2-28）

主要課題 1-3

保育サービスの充実と多様化

施策の方向

- ・多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育などのサービスを充実するとともに、休日保育などの新たなサービスを検討します。
- ・保育サービスの質を高めるため、第三者によるサービス評価や苦情処理の仕組みを導入します。

計画事業

- 延長・夜間保育（P70-1-3-1）●休日保育（P70-1-3-2）
- 低年齢児保育産休明け保育（P70-1-3-3）●統合保育（障害児保育）（P70-1-3-4）
- 保育園児の健康管理（P70-1-3-5）●送迎保育ステーション事業（新規）（P70-1-3-6）
- 保育サービス評価（新規）（P70-1-3-7）
- 預かり保育（P70-1-3-8）
- 幼稚園児の健康管理（P70-1-3-9）

主要課題 1－4 子育て支援のネットワークづくり

施策の方向

- ・子育て家庭に対し、子育て支援サービスや保育サービスの充実を図るとともに、サービス提供の裾野を広げる観点から、地域の人々やボランティア、NPOとの協働による子育て支援体制づくりを目指します。
- ・子育て支援のために、常に新鮮な情報の提供に努めます。

計画事業

- ネットワークの促進 (P71-1-4-1)
- 「かまくら子育てナビきらきら」の発行 (再掲) (P71-1-4-2)
- 地域福祉活動 (P71-1-4-3)

主要課題 1－5 経済的支援の充実

施策の方向

- ・少子化の大きな原因のひとつである子育て負担を軽減するため、私立幼稚園等就園奨励費補助金や小児医療費助成等の支援を充実します。
- ・児童手当など国や県の各種手当制度の動向等を踏まえ、その充実について国、県へ要請します。

計画事業

- 私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付 (P72-1-5-1)
- ひとり親家庭の家賃の助成 (P72-1-5-2)
- 小児医療費助成 (P72-1-5-3)
- ひとり親家庭の医療費の助成 (P72-1-5-4)
- 障害者医療費助成 (P72-1-5-5)
- 就学援助事業 (P72-1-5-6)
- 奨学金給付事業 (P72-1-5-7)
- 児童手当 (P72-1-5-8)
- 児童扶養手当 (P72-1-5-9)
- 特別児童扶養手当 (P72-1-5-10)
- ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 (P72-1-5-11)
- 遺児卒業祝金贈呈 (P72-1-5-12)

基本目標 2

子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図って取り組みます。

主要課題 2-1 子どもと親の健康の確保

主要課題 2-2 食育の推進

主要課題 2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成

主要課題 2-4 小児医療の充実

主要課題 2-1

子どもと親の健康の確保

施策の方向

- ・妊娠、出産、育児と一連の流れの中で親子の健康や育児についての正しい知識の普及や、学習の場を設定するなどの支援を進めるとともに、健康相談や家庭訪問の充実に努めます。
- ・疾病、障害や養育問題の早期発見と予防のため、健康診査やその後の保健指導や療育を充実するとともに他機関との連携や家族支援に努めます。
- ・集団健康診査の待ち時間に仲間づくりや地域の子育て支援者との交流等も取り入れ、育児不安の解消等に努めます。

計画事業

- 親子健康教育 (P73-2-1-1)
- 妊婦及び乳幼児健康診査 (P73-2-1-2)
- 親子健康相談 (P73-2-1-3)
- 家庭訪問 (P73-2-1-4)
- 予防接種 (P73-2-1-5)
- 健診後のフォロー体制づくり (P73-2-1-6)
- 不妊相談の周知 (新規) (P73-2-1-7)

主要課題 2-2

食育の推進

施策の方向

- ・乳幼児期から思春期まで発育・発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じて健康に暮らせるよう支援します。

計画事業

- 学校における食育の推進（P74-2-2-1）
- 親と子の食生活体験学習の開催（新規）（P74-2-2-2）
- 離乳食教室の開催（P74-2-2-3）
- 栄養相談・栄養指導の実施（新規）（P74-2-2-4）
- 乳幼児健診の場を通じた情報提供（P74-2-2-5）
- 保育園における食育の推進（新規）（P74-2-2-6）
- 食育事業（エプロンシアター）（新規）（P74-2-2-7）
- 食生活改善推進員の活動支援（P74-2-2-8）
- 親と子の料理教室の開催（P74-2-2-9）
- 「成長・発達にあわせたはたらきかけ」冊子の作成（新規）（P75-2-2-10）

主要課題 2-3

思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成

施策の方向

- ・喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及などを推進していきます。
- ・学童期から思春期にかけて、精神的な悩みを抱える子どもに対して、相談・支援体制の充実を図ります。
- ・若い男女が次世代の担い手として、自らの健康を意識し、健康づくりができるよう啓発していきます。

計画事業

- 思春期相談体制の充実（P76-2-3-1）
- 親に対する思春期理解への支援（P76-2-3-2）
- 学校における思春期教育の充実（P76-2-3-3）
- （仮称）思春期心と体の健康づくり連絡会議の開催（新規）（P76-2-3-4）
- 児童・生徒理解研修会の実施（P76-2-3-5）

主要課題2-4 小児医療の充実

施策の方向

- ・小児救急医療については、市内の病院でも、夜間・休日に受診できるようにすることや、県や近隣の市町村及び関係機関との連携により、積極的な取組を進めます。
- ・小児医療費の負担の軽減を図るため、助成に努めます。

計画事業

- 小児救急医療体制の充実（P77-2-4-1）
- 小児医療費助成（再掲）（P77-2-4-2）
- 小児緊急医療支援事業（新規）（P77-2-4-3）
- かかりつけ医の確立（新規）（P77-2-4-4）



この冊子のカットは、市役所のキッズコーナーに来た子どもたちが描いたものです。

基本目標 3

子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもが自らを大切に、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。

主要課題 3-1 次代の親の育成

主要課題 3-2 学校の教育環境の充実

主要課題 3-3 家庭や地域の教育力の向上

主要課題 3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

主要課題 3-1

次代の親の育成

施策の方向

- ・次代の親を育成するため、保育所、学校、子ども会館等を活用し、中学生、高校生等が乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

計画事業

- 学習情報の収集と提供 (P78-3-1-1)
- 性(命)の尊重、男女平等教育の充実 (P78-3-1-2)
- 小学生と保育園児・幼稚園児の交流 (P78-3-1-3)
- 中学生と保育園児・幼稚園児の交流 (P78-3-1-4)
- 道徳教育の充実 (P78-3-1-5)
- 特別活動の充実 (P78-3-1-6)
- 里山冒険遊び場 (P78-3-1-7)

主要課題3-2 学校の教育環境の充実

施策の方向

- ・子どもが社会の変化に対応できるよう「生きる力」の育成を図るため、教育環境の整備・充実に努めます。
- ・子どもの豊かな人間性を育めるよう、体験活動の場の拡充を図ります。また、自然と直接ふれあう機会の提供を図ります。
- ・家庭、学校、地域が連携しながら、いじめの防止、いじめの早期発見とその解決に向けて取り組みます。
- ・障害児など教育的配慮を必要とする児童生徒への支援を充実させるとともに、障害のある人もない人も共に学び育つことを喜び合える環境づくりを進め、共に生きる社会の大切さの理解を図ります。

計画事業

- 環境教育の推進（P79-3-2-1）●学校評議員制度（P79-3-2-2）●世代間交流（P79-3-2-3）●教育相談事業の充実（P79-3-2-4）●幼児教育に関する研究・研修（P79-3-2-5）
- 心の教育の推進・道徳教育の充実（P79-3-2-6）●国際社会への対応（P79-3-2-7）
- 情報化社会への対応（P79-3-2-8）●小学生と保育園児・幼稚園児の交流（再掲）（P80-3-2-9）●中学生と保育園児・幼稚園児の交流（再掲）（P80-3-2-10）
- 各種育成行事（P80-3-2-11）●各種育成事業（P80-3-2-12）●安全で快適な学校教育環境の整備（P80-3-2-13）●体験学習の推進（P80-3-2-14）●かまくら子ども議会の開催（P81-3-2-15）●個に応じた指導の充実（P81-3-2-16）●読書活動の推進（P81-3-2-17）
- 各種補助員・介助員の派遣（P81-3-2-18）●ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発事業（P81-3-2-19）●親子景観セミナーの開催（P81-3-2-20）●「市長への手紙（子ども版）」の設置（P81-3-2-21）
- 幼児教育の振興（P81-3-2-22）□幼稚園の安全対策（P82-3-2-23）□里山体験学習（P82-3-2-24）

主要課題3-3 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

- ・子どもの発達段階に応じ、人間関係のあり方、他人を思いやる心や感性などの豊かな人間性や自制心、自立心などを育てる家庭教育のあり方、子どもとのコミュニケーションの図り方などについての学習機会の提供に努めます。
- ・青少年活動やスポーツなど、子どもたちが参加しやすい活動機会や場所を提供し、子どもが主体となった各種地域活動を充実させるとともに、地域活動のリーダーとなる人材の育成を推進します。
- ・若者たちが気軽に相談でき、自助努力で育ち合い、自主運営を目指す場づくりを推進します。

計画事業

- ブックスタート事業(新規)（P83-3-3-1）●子育て支援センターの充実（再掲）（P83-3-3-2）●生涯学習施設の提供（P83-3-3-3）●育児教室（P83-3-3-4）
- 両親学級（P83-3-3-5）●地域での子どもの参画活動（P83-3-3-6）●子どものスポーツの育成（P83-3-3-7）●子ども会館・子どもの家における健全育成（P83-3-3-8）
- 学校開放の推進（P83-3-3-9）●青少年指導者の育成支援（P83-3-3-10）●青少年活動のリーダー講習会（P83-3-3-11）●若者たちが育ち合う場の創設（P84-3-3-12）
- 学習情報の収集と提供（再掲）（P84-3-3-13）●家庭・地域の教育力活性化事業（P84-3-3-14）●各種育成事業（再掲）（P84-3-3-15）●総合型地域スポーツクラブの育成（P84-3-3-16）●保育園の地域活動（P84-3-3-17）
- 青少年健全育成活動（P84-3-3-18）□家庭と地域の教育力活性化セミナー（P85-3-3-19）□鎌倉てらこや事業（P85-3-3-20）□一日深沢プレーパーク（P85-3-3-21）□青少年の体験学習活動（P85-3-3-22）□助成事業（P85-3-3-23）

主要課題3－4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の方向

- ・関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域の人々と連携・協力して、関係業界に対して自主的措置をとるよう働きかけるなど、子どもが健全に育つ環境づくりに努めます。

計画事業

- 青少年健全育成に関する啓発（P86-3-4-1）
- 街頭補導活動の推進（P86-3-4-2）
- 有害環境調査の実施（P86-3-4-3）
- 学校と警察の連携の強化（再掲）（P86-3-4-4）



基本目標４

子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

主要課題４－１ 安心して外出できる環境の整備

主要課題４－２ 安全・安心まちづくりの推進

主要課題４－３ 良好な居住環境の確保

主要課題４－１ 安心して外出できる環境の整備

施策の方向

- ・子どもとその家族をはじめ、誰もが安全に安心して通行できるよう、交通環境を整備していきます。
- ・子どもと子育て家族が、安心して外出できる生活環境の整備を進めます。
- ・子どもたちが健やかに成長するには、自然の中で安心して遊べる場所があることが大切で、自然や生態系にも配慮した公園、緑地等の子どもの遊び場を整備します。
- ・子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等と連携し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

計画事業

- 歩道の整備（P87-4-1-1）●生活道路の整備促進（P87-4-1-2）
- 交通環境の検討（P87-4-1-3）●市内のバリアフリー化の推進（P87-4-1-4）
- 公園・緑地の整備促進（P87-4-1-5）●都市緑地の整備（P87-4-1-6）
- 街区公園等の設置（P87-4-1-7）●駅施設の整備（P87-4-1-8）
- 交通安全教室の充実（P88-4-1-9）●子どもの交通安全対策（P88-4-1-10）

主要課題４－２ 安全・安心まちづくりの推進

施策の方向

- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、防犯灯の設置など生活環境の整備を進めます。
- ・子ども自身の防犯意識を高め、対処法を身に付けるとともに、地域の人々の協力のもとに、地域全体で子どもの安全の確保に取り組めます。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との連携を図り情報の収集・提供に努めます。

計画事業

- 防犯灯管理費補助金の交付（P89-4-2-1）
- 防犯対策の充実（新規）（P89-4-2-2）
- 自主防犯パトロール活動の推進（P89-4-2-3）
- 学校と警察の連携の強化（P89-4-2-4）
- 児童安全指導（CAP）の開催（P89-4-2-5）
- 防犯教室の開催（P89-4-2-6）
- 関係機関、団体との協議会設立（新規）（P89-4-2-7）
- 防犯体制の充実（新規）（P89-4-2-8）
- 防犯に関する普及啓発活動の実施（新規）（P89-4-2-9）
- 事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配布（P89-4-2-10）
- 保護者と地域の連携による防犯活動の推進（新規）（P89-4-2-11）
- 防犯ブザーの配布（新規）（P89-4-2-12）

主要課題４－３ 良好な居住環境の確保

施策の方向

- ・ファミリー層定住促進のための住宅施策について、調査・研究に努めます。

計画事業

- 住宅施策の推進（P90-4-3-1）
- まちづくり活動の支援（P90-4-3-2）
- 公営住宅の整備促進（P90-4-3-3）
- 住環境の整備（P90-4-3-4）

基本目標 5

仕事と子育てが両立できるまちづくり

男女がともに協力して子育てができるよう、多様な働き方を選択できるような情報の提供に努めるとともに、労働環境の整備・充実を図るための取組を支援し、意識啓発を進めます。

主要課題 5－1 多様な働き方のできる環境の整備

主要課題 5－2 仕事と子育ての両立の推進

主要課題 5－1 多様な働き方のできる環境の整備

施策の方向

・労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・研修・情報提供等に努めます。

計画事業

- 男性の育児休業取得率の向上（P91-5-1-1）
- 市の業者登録や更新時等に労働環境実態のアンケート調査の実施（P91-5-1-2）
- 若年者向け雇用対策事業の実施（P91-5-1-3）
- 新就職者研修講座の開催（P91-5-1-4）
- 就労環境改善への支援（P91-5-1-5）
- 就労情報の提供（P91-5-1-6）

主要課題 5－2 仕事と子育ての両立の推進

施策の方向

- ・男女がともに、子育てと仕事に参加できる社会づくりに向けての意識づくりに努めます。
- ・男女がともに、子育てに取り組むため、男性が育児の知識や技術を身に付けられるような機会を提供します。

計画事業

- 男女共同参画社会づくり（P92-5-2-1）
- 育児への父親の参加（P92-5-2-2）
- ファミリーサポートセンター（再掲）（P92-5-2-3）
- 子どもの家（再掲）（P92-5-2-4）
- 各種保育サービス（再掲）（P92-5-2-5）



基本目標 6

専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。

また、子どもへの虐待も増加してきています。虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への対応も含め取り組みます。

主要課題 6－1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

主要課題 6－2 ひとり親家庭への支援の充実

主要課題 6－3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

主要課題 6－1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

施策の方向

- ・ 保育園、学校等をはじめ、関係機関と連携し、支援することに努めます。
- ・ 子どもを一人の人間として認め、その権利を尊重することの重要性について意識づくりを進めます。
- ・ 発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに対応することを目指して、市をはじめ関係機関・団体も含めた幅広い参加によるネットワーク組織の整備に取り組みます。
- ・ 養育が困難な家庭には速やかに支援し、虐待等の発生を未然に防ぐ取組を進めます。

計画事業

- 「子どもの権利条約」の周知 (P93-6-1-1)
- 児童虐待防止の啓発 (P93-6-1-2)
- 虐待の早期発見と予防 (P93-6-1-3)
- 「こどもと家庭の相談室」の開設(新規) (P93-6-1-4)
- 相談体制の充実 (P93-6-1-5)
- 主任児童委員、民生委員児童委員の活動の充実 (P93-6-1-6)
- 一時的居住の場の確保 (P93-6-1-7)
- 児童虐待防止ネットワーク組織 (P93-6-1-8)
- 育児支援家庭訪問事業 (新規) (P93-6-1-9)

主要課題 6-2

ひとり親家庭への支援の充実

施策の方向

- ・ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援及び経済的支援等を進めます。

計画事業

- ひとり親家庭相談（P94-6-2-1）
- ひとり親家庭への貸付制度（P94-6-2-2）
- 家事支援の充実（P94-6-2-3）
- ひとり親家庭の団体活動の支援（P94-6-2-4）
- 緊急保護体制の充実（P94-6-2-5）
- ひとり親家庭の家賃の助成（再掲）（P94-6-2-6）
- 児童扶養手当（再掲）（P94-6-2-7）
- ひとり親家庭等児童の大学進学支度金（再掲）（P94-6-2-8）
- ひとり親家庭の医療費の助成（再掲）（P94-6-2-9）

主要課題 6-3

障害のある子どものいる家庭への支援の充実

施策の方向

- ・地域の人々が障害や障害のある子どもに対する正しい理解を持ち、ともに支え合えるよう意識啓発を進めます。
- ・保育所や子どもの家への障害のある子どもの受入れに努めるほか、各種の子育て支援事業との連携を図るとともに、保育・教育・療育の充実を図ります。
- ・障害のある子どもの社会的自立支援を支援していくために、保健、医療、福祉、教育等の各機関の円滑な連携を促進します。

計画事業

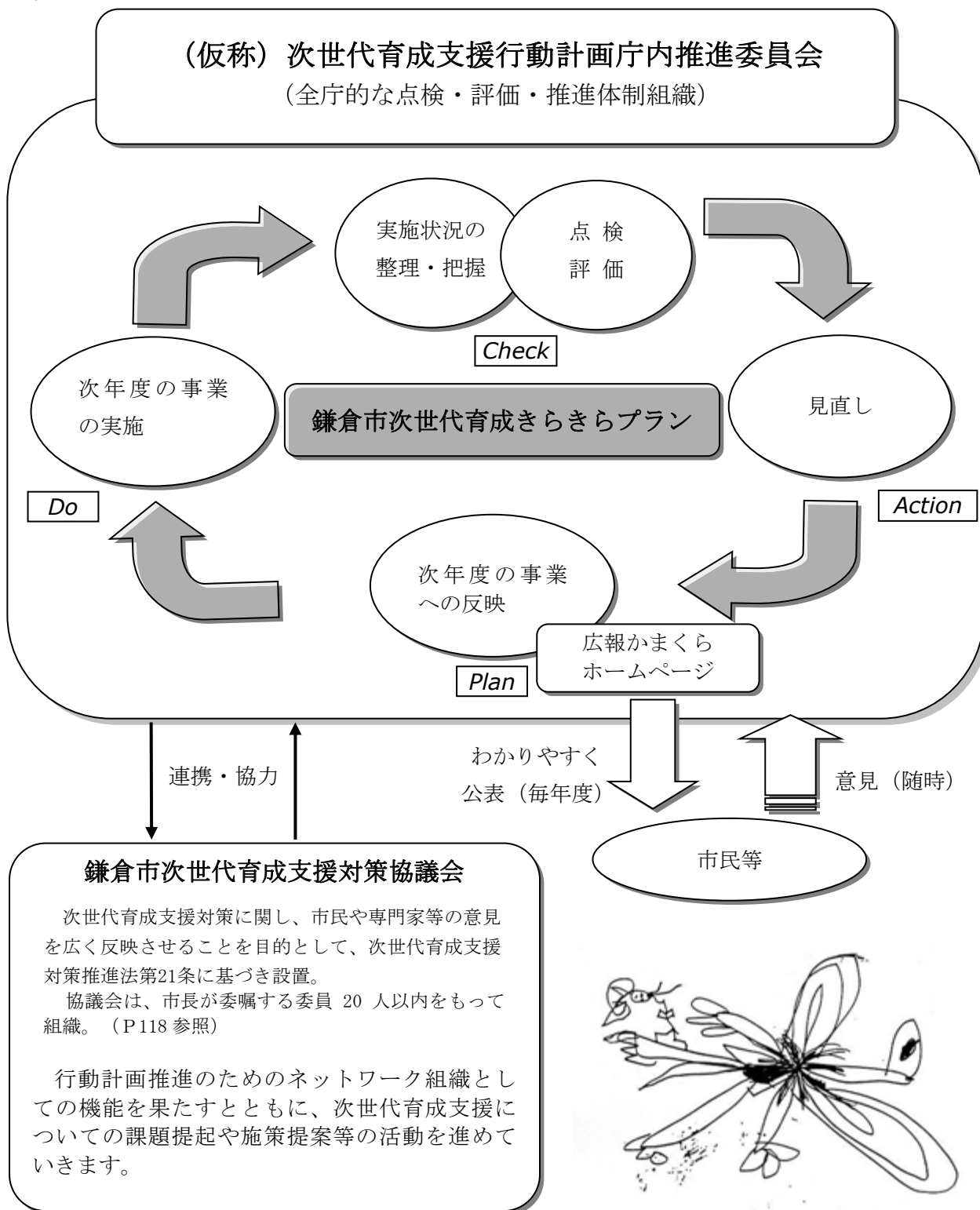
- 相談体制の充実（P95-6-3-1）●療育関係の施設の改築（P95-6-3-2）●統合保育の推進（P95-6-3-3）●療育指導・機能訓練（P95-6-3-4）●障害者医療費助成（再掲）（P95-6-3-5）●特別児童扶養手当（再掲）（P95-6-3-6）●就学相談（P95-6-3-7）●障害児教育（P95-6-3-8）●障害児の子どもの家への受入れ（再掲）（P95-6-3-9）●市民啓発事業（P96-6-3-10）●児童居宅生活支援費事業（P96-6-3-11）●障害児福祉手当（P96-6-3-12）●障害者福祉手当（P96-6-3-13）●障害者福祉タクシー利用料及び自動車燃料費助成事業（P96-6-3-14）
- 要保護幼児へのきめ細かな対応（P96-6-3-15）□統合保育（P96-6-3-16）□障害児放課後・余暇支援事業（P96-6-3-17）□ミニレスパイトサービス事業（P96-6-3-18）□音楽で遊ぼう（P96-6-3-19）□ワークアールスペースぐるるんぱ（P96-6-3-20）□施設見学（P97-6-3-21）□障害福祉相談員による相談（P97-6-3-22）

第3部

計画の推進

【 計画の推進体制 】

計画を推進していくために「（仮称）次世代育成支援行動計画庁内推進委員会」を設置し、庁内の横断的組織を活用しながら、全庁的な施策の推進を図っていきます。



特定14事業

平成21年度における各サービスの目標事業量を可能な限り設定しています。
14事業の目標事業量は、ニーズ調査から需要を把握し、推計して設定しています。

1 特定14事業（ここに挙げる14事業は、国の指定により報告を求められたものです。）

事業名		事業内容		水準		実施主体
				平成16年度	平成21年度	
14-1	通常保育事業	保護者が仕事をしているなど、児童福祉法等に定められている「保育に欠ける児童」を入所させる施設で、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準を満たす施設として知事等の認可を受けた保育所や市町村が認定した認定保育施設で実施します。 開所時間は7時から18時		15 か所 定員 1,295人	17 か所 定員 1,445人	こども福祉課
14-2	延長保育事業	保護者の仕事等の都合により、通常の保育時間（基本は11時間）を超えて保育を必要とする場合、早朝や夕方に行う保育をいいます。	実施園	15か所	17か所	こども福祉課
			1時間まで	13 か所 163人	12 か所 178人	
			2時間まで	2 か所 1人	5 か所 124人	
14-3	夜間保育事業	夜間に、保護者が仕事などのために家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって行う保育をいいます。開所時間は11時から22時までの11時間とされています。基本的に夜間保育は夜間保育のみを行う保育所で行われます。		未実施	研究・検討	こども福祉課
14-4	夜間養護等（トワイライト）事業	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、児童を児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。		未実施	1 か所 1人	こども福祉課
14-5	休日保育事業	保護者が仕事や病気などのために、家庭で児童の保育ができない場合に、日曜・祝日・年末年始に保育所を開設し、保護者に代わって行う保育をいいます。		未実施	2 か所 31人	こども福祉課
14-6	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。		15 か所 定員 600人	16 か所 定員 640人	青少年課
14-7	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）（派遣型）	保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して行う保育をいいます。		未実施	研究・検討	こども福祉課

事業名		事業内容	水準		実施主体
			平成16年度	平成21年度	
14-8	乳幼児健康支援 一時預かり事業 (病後児保育) (施設型)	保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な時期、児童を保育所等に付設された専用室等において一時的に行う保育をいいます。 また、小児科医院に開設する病後児保育室で行う保育もあります。	未実施	1 か所 3 人	こども福祉課
14-9	短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護します。	1 か所 4 人	1 か所 4 人	こども福祉課
14-10	一時保育事業	パートなど保護者の就労形態により認可保育所の入所基準に満たない場合、保護者の事故・疾病等による場合、育児リフレッシュ等の私的理由による利用など、認可保育所において一時的に行う保育をいいます。	5 か所 40人	9 か所 60 人	こども福祉課
14-11	特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、週2、3日程度、または、午前か午後のみ、必要に応じて、一定の日数や時間行う保育をいいます。	未実施	15 か所 14 人	こども福祉課
14-12	ファミリーサポートセンター事業	育児等の援助を行いたい者と受けたい者からなる有償ボランティアの会員組織(ファミリーサポートセンター)で会員間の調整や援助活動等を行います。	1 か所	1 か所	こども局推進担当
14-13	地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行います。フリースペースの子育て広場も設置しています。	2 か所	3 か所	こども局推進担当
14-14	つどいの広場事業	主に乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、集いの場を提供します。	未実施	1 か所	こども福祉課

鎌倉市次世代育成きらきらプラン
(ダイジェスト版)
平成17年3月

編集・発行／ 鎌倉市こども局推進担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
電話：0467-23-3000 内線2651



古紙配合率100%再生紙を使用しています